

# 指定居宅療養管理指導事業者 指定申請の手引き

R 4 年 4 月版

この手引きは随時見直しをかけております。指定申請の際は、つくば市ホームページで最新版の御確認をお願いいたします。

## 1 指定要件の概要

居宅療養管理指導事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

### (1) 病院、診療所又は薬局であること。

病院、診療所、薬局は保健医療機関として指定を受けていれば介護保険法の居宅療養管理指導事業所として指定を受けたとみなされます（以下「医療みなし」という）。ただし、過去に特段の申出により医療みなしの指定を辞退している場合、新たに指定手続が必要になります。

### (2) 人員基準を満たすこと。

#### 【病院又は診療所の場合】

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む）又は管理栄養士について、サービス提供に応じた適当数を置くこととされています。

#### 【薬局の場合】

ア 薬剤師

### (3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

#### ア 設備基準

・病院、診療所及び薬局において、事業のために必要な広さを有し、サービス提供に必要な設備及び備品等を備える必要があります。

・設備及び備品等については、医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができます。

・利用者の個人情報等が記載された書類を保管するための鍵付きの書庫が必要となります。

#### イ 運営基準

運営基準については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号）」を参照してください。

## 2 申請の流れ

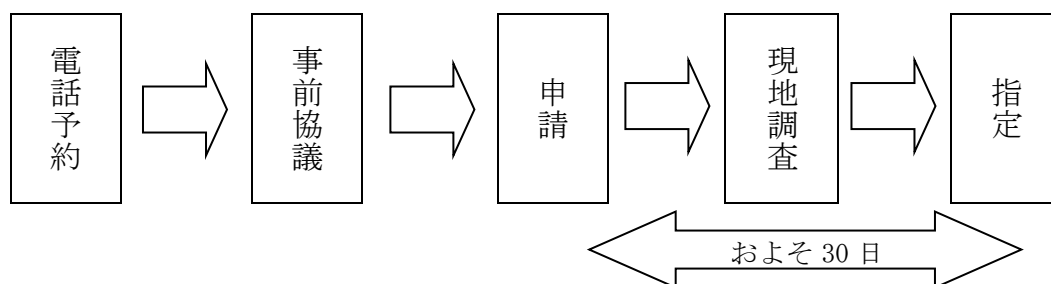
・申請前に**必ず事前協議を行う**必要があります。高齢福祉課計画・施設係に電話で予約の上、「事前協議シート」と、添付書類のうち用意が可能なものを持参してください。

・**申請から指定までの標準処理期間は 30 日**ですので、事業開始を予定する日の 30 日前までに事前協議を済ませて、申請書類を**全て揃え、直接、高齢福祉課へ持参して提出**してください。申請書類が揃っていない場合、受理できませんので御了承ください。

・申請受付後、現地調査を行います。その後、審査の上、問題がなければ指定の処理を行い、通知します。ただし、書類に不備がある場合等は審査期間が 30 日を超える場合がありますので御了承ください。

・なお、介護保険サービスの実施にあたって、市の認可（社会福祉法人）、県の認可（医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、各手続

を済ませた上で、申請書類を提出してください。



### 3 申請に必要な書類

申請の際は「付表（別添）添付書類・チェックリスト」に記載されている書類をすべて揃え、順番にA4版（2穴）のフラットファイルにまとめて綴り、各資料の右側にどの添付書類か分かるように番号表示のインデックスを貼付したものを、正本と副本各1部作成し、正本をつくば市に提出してください。なお、正本の提出時には、副本作成の確認のため、副本も持参してください。（副本は事業所保管となります。）

### 4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解の上、取り組まれるようお願いします。

※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますので御参照ください。

(3) 「事前協議シート」、「付表（別添）添付書類・チェックリスト」及び事業者の指定に必要な様式はつくば市ホームページからダウンロードできますので御活用ください。

URL：<https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/shigoto/shisetsu/index.html>

### 5 問合せ・申請書提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市高齢福祉課 計画・施設係

TEL 029-883-1111

FAX 029-868-7534

E-mail [wef030@city.tsukuba.lg.jp](mailto:wef030@city.tsukuba.lg.jp)